

平成 28 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名		
一般	03	02	02	134540	児童手当・児童扶養手当支給事業		
総合計画	分野	人づくり					
	政策	3-1	子育て環境の充実				
	施策	1	子育て支援の充実				
目的	児童手当及び児童扶養手当の支給						
対象	児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母						
意図	家庭における生活の安定に寄与する						
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること							
○児童手当支給 中学校修了前の児童を養育している者に手当を支給（年3回） ○児童扶養手当支給 ひとり親家庭で18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育している者に、所得に応じて手当を支給（年3回）							
市民参画の有無 [ 対象外 ]							
市民協働の形態		共催		実行委員会・協議会		事業協力・協定	
		後援・協賛		補助・助成		委託	
活動指標（上記「事業概要」に対応）			単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①	児童手当支給対象児童数（年度平均）		人	計画	11,055	10,837	
				実績	10,850	10,604	
②	児童扶養手当受給者数（年度平均）		人	計画	1,025	999	
				実績	970	946	
③				計画			
				実績			
成果指標（上記「意図」に対応）			単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①				目標			
				実績			
②				目標			
				実績			
③				目標			
				実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い		

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
/		
目的妥当性	公共関与の妥当性	児童手当法及び児童扶養手当法に基づき、対象者に手当を支給するものである。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	児童手当法及び児童扶養手当法に基づき、対象者に手当を支給するものである。
	向上余地がある <input type="radio"/> 向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	児童手当法及び児童扶養手当法に基づく事務のため、削減余地はない。
	事業費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	児童手当法及び児童扶養手当法に基づき受給資格及び手当の額を認定し、所得に応じて定められた額を支給している。
	受益機会の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	
	費用負担の見直し余地がある	
総合評価 …上記評価結果の総括		
児童手当及び児童扶養手当の申請事務を適切に処理している。 今後も児童手当及び児童扶養手当の受給資格の認定と手当の支給を滞りなく行う必要がある。		

平成 28 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ト	事業名
一般	03	02	02	134540	児童手当・児童扶養手当支給事業

単位：千円

		27年度 決算額(A)	28年度 決算額(B)	29年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		1,885,242	1,850,254		△ 34,988
財源内訳	国・県	1,376,925	1,343,244		△ 33,681
	地方債				
	その他				
	一般財源	508,317	507,010		△ 1,307

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	-------	------	-----------------

部重点施策における目標  
安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

児童手当は、児童手当法〔昭和46年法律第73号〕により制度が創設され、支給されている。  
児童扶養手当は、児童扶養手当法〔昭和36年法律第238号〕により制度が創設され、支給されている。  
児童手当の支給要件の認定と支給及び支払、児童扶養手当の支給は市の事務となっている。

事業概要

- 児童手当支給  
中学校修了前の児童を養育している者に手当を支給（年3回）
- 児童扶養手当支給  
ひとり親家庭で18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育している者に、所得に応じて手当を支給（年3回）

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

- 児童手当法に基づき、児童手当の受給資格を認定し、手当を支給する。
- 児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の受給資格を認定し、手当を支給する。
- 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、平成25年10月分から平成27年4月にかけて支給水準の是正が実施された。

担当部署 部名 健康福祉部 課名 地域福祉課 担当係長 吉田睦美 内線 507

(単位：千円)

【事業手法の詳細】…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。  
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

◎児童手当支給事業 1,419,195千円

- 対象：中学校修了前までの児童を養育している者  
対象児童数 H28実績：127,246人 (1か月あたり 10,604人)  
(支給延べ児童数) H27実績：130,200人 (1か月あたり 10,850人)

○支給額□

- ・3歳未満 : 月額15,000円
- ・3歳以上小学校修了前: 月額10,000円 (※第3子以降にあたる場合：月額15,000円)
- ・中学生 : 月額10,000円
- ・所得制限にあたる場合：年齢に関わらず子ども一人につき月額5,000円 (特例給付)

○支給月：6月(2~5月分)、10月(6~9月分)、2月(10~1月分)

○財源負担割合

		支給額	国	県	市	※公務員分は所属庁負担
3歳未満	被用者	15,000円	37/45	4/45	4/45	※3歳未満被用者は 事業主負担含む (事業主21/45、国16/45)
	非被用者	15,000円	2/3	1/6	1/6	
3歳以上 小学生	1子,2子	10,000円	2/3	1/6	1/6	
	3子以降	15,000円	2/3	1/6	1/6	
中学生		10,000円	2/3	1/6	1/6	
特例給付		5,000円	2/3	1/6	1/6	

◎児童扶養手当支給事業 431,059千円

- 対象：ひとり親家庭で18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育している者  
延べ支給者数 H28実績：11,345人 (1か月あたり 946人)  
H27実績：11,641人 (1か月あたり 970人)
- 支給月：4月(12~3月分)、8月(4~7月分)、12月(8~11月分)
- 支給額(月額、H28.8月~)

児童数	全部支給	一部支給	※扶養親族が0人のとき
所得要件	19万円未満	19万円以上192万円未満	
1人	42,330円	42,320円 ~ 9,990円	
2人	47,330円	47,320円 ~ 14,990円	
3人	50,330円	50,320円 ~ 17,990円	

第2子加算(全部支給：10,000円 一部支給：9,990円~5,000円)

第3子以降加算(全部支給：6,000円 一部支給：5,990円~3,000円)

※国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、支給水準の是正が実施された。

※給付額は、物価水準に応じて改訂される。

全部支給(児童数1人)の場合の支給額

年度	支給額	国民年金	物価水準
H24. 4月分~	41,430円		
H25. 10月分~	41,140円 (▲0.7%)	(▲0.7%)	(0.0%)
H26. 4月分~	41,020円 (▲0.3%)	(▲0.7%)	(0.4%)
H27. 4月分~	42,000円 ( 2.4%)	(▲0.3%)	(2.7%)
H28. 4月分~	42,330円 ( 0.8%)	( - )	(0.8%)